

議案第34号

松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正について

松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例（平成17年松阪市条例第267号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部を改正する条例

松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例（平成17年松阪市条例第267号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）松阪市武道館使用料

（単位 円）

使用区分			時間区分	①午前9時から 正午まで		②午後1時から 午後5時まで		③午後6時から 午後9時まで		④午前9時から午 後9時まで	
				冷暖房 なし	冷暖房 あり	冷暖房 なし	冷暖房 あり	冷暖房 なし	冷暖房 あり	冷暖房 なし	冷暖房 あり
			武道館	入場料 等を徴 収しな い場合	アマチ ュアス ポーツ のため に利用 する場 合	第1道 場	2,580	5,430	3,370	7,170	3,870
第2道 場	2,580	5,430			3,370	7,170	3,870	6,720	9,750	21,150	
第3道 場	2,580	—			3,370	—	3,870	—	9,750	—	
その他 の場合	第1道 場	12,900		18,600	16,850	24,450	19,350	25,050	48,750	71,550	
	第2道 場	12,900		18,600	16,850	24,450	19,350	25,050	48,750	71,550	
	第3道 場	12,900		—	16,850	—	19,350	—	48,750	—	

入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	3,870	9,570	5,050	12,650	6,600	12,300	14,850	37,650
		第2道場	3,870	9,570	5,050	12,650	6,600	12,300	14,850	37,650
		第3道場	3,870	—	5,050	—	6,600	—	14,850	—
	その他の場合	第1道場	37,410	43,110	48,860	56,460	56,110	61,810	141,370	164,170
		第2道場	37,410	43,110	48,860	56,460	56,110	61,810	141,370	164,170
		第3道場	37,410	—	48,860	—	56,110	—	141,370	—
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	—	100	—	100	—	—	—	
	一般	200	—	200	—	200	—	—	—	
会議室			580		780		750		2,340	
シャワー室（温水）			1人1回につき 100							

#### 備考

- 午前9時から午後5時まで使用の場合の使用料は、時間区分①及び②の額の合計額とし、午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、時間区分②及び③の額の合計額とする。
- 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増（10円未満は、切捨てとする。）とする。ただし、一般公開日における個人使用の場合は、この限りでない。
- 各道場の一部を使用する場合において、その使用面積が各道場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額（10円未満は、切捨てとする。）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合のその超える部分の使用料は、時間区分③の3分の1に相当する額に、超えて使用した時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）を乗じて得た額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、

優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかんを問わず入場について、直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

- 6 一般公開日における個人使用での冷暖房使用料は、利用人数にかかわらず、各使用区分、利用時間帯の冷暖房ありと冷暖房なしの差額分を徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。